



(株)宝印刷D&IR研究所 発行

気鋭の専門家が語る
ディスクロージャー & IRの最前線

Disclosure & IR Vol.33

●2025年5月14日（水）最新号発行●

気鋭の専門家が語る
ディスクロージャー & IRの最前線

TAKARA
D&IR
RESEARCH INSTITUTE

2025.5

Vol.
33

Disclosure & IR

Disclosure Watch
人事異動のエンパワメント

◆金商法◆

○ディスクロージャー制度論（第10講）
○「有報総会前開示」と「実質株主の透明化」
鍵は議決権電子化
○有価証券報告書でよく見られる開示の誤り
○TOPIX100における英文財務諸表の
開示事例分析2024年3月期

◆会社法◆

○会社法改正の会計処理についての考察

◆会社法・企業法務◆

○退職慰労金の決定方法
～最高裁第一小法廷判決令和6年7月8日を素材に～

○公益通報と内部通報の統一的運用における課題

○株主との建設的な対話の拡充に向けた会社法の改正
～バーチャルオンリー株主総会と実質株主の確認制度
を中心に～

◆IR◆

○欧州オムニバス法案とサステナビリティ関連規則の
簡素化の行方

○今こそ、IRのスキルを言語化しよう
～IRマネジメントに至る能力開発のステップ～

◆取引所◆

○株式給付信託に関する適時開示について

宝印刷株式会社

Disclosure & IR Vol.33 Contents

Disclosure Watch

◆金商法◆

- ◎ディスクロージャー制度論（第10講）
- ◎「有報総会前開示」と「実質株主の透明化」、
鍵は議決権電子化
- ◎有価証券報告書でよく見られる開示の誤り
- ◎TOPIX100における英文財務諸表の
開示事例分析2024年3月期

◆会社・監査◆

- ◎無対価株式交換の会計処理についての考察

◆会社法・企業法務◆

- ◎退職慰労金の決定方法
～最高裁第一小法廷判決令和6年7月8日を素材に～
- ◎公益通報と内部通報の統一的運用における課題
- ◎株主との建設的な対話の拡充に向けた会社法の改正
～バーチャルオンリー株主総会と実質株主の確認制度
を中心に～

◆IR◆

- ◎欧州オムニバス法案とサステナビリティ関連規則の
簡素化の行方
- ◎今こそ、IRのスキルを言語化しよう
～IRマネジメントに至る能力開発のステップ～

◆取引所◆

- ◎株式給付信託に関する適時開示について

金商法

ディスクロージャー制度論（第10講）

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 顧問 平松 朗

第10講～第13講では、金融商品取引法上の流通市場における開示（流通開示）について取り上げます。流通開示として、有価証券報告書、有価証券報告書等の記載内容の確認書、内部統制報告書、半期報告書、臨時報告書、自己株券買付状況報告書、親会社等状況報告書の提出を通じた公衆縦覧型の情報開示が義務付けられています。第10講では流通開示の基本形として有価証券報告書制度を取り上げます。

「有報総会前開示」と「実質株主の透明化」、鍵は議決権電子化

株式会社野村総合研究所 上級研究員 三井 千絵

有価と株主総会の日程や、議決権の所在の開示に関する問題が議論になっている。これらは一見関係ないようで、実は互いに関連しており、これらが問題視される背景は「株主総会」の在り方や役割が変わってきているからではないか。なぜこれらは重要なのか、そのためすべきことは何かについて、今一度考えてみたい。

有価証券報告書でよく見られる開示の誤り

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士・CMA 米田 祥隆

本稿が出版される頃には、2025年3月期の開示書類の作成が本格化している頃と考えられます。そのため、本稿は開示書類でよく見られる誤りと考えられる開示について匿名化した上で例題として取り上げ、その理由について会計基準を踏まえつつ説明を行います。

TOPIX100における英文財務諸表の開示事例分析2024年3月期

株式会社宝印刷 D & I R 研究所 主任研究員 公認会計士 川島 直樹

2025年4月から、東京証券取引所プライム市場に上場する企業に対して英文開示が義務化されます。それを踏まえて、TOPIX100（2025年3月現在）の3月末決算会社（82社）を調査対象として、2024年3月期のアニュアルレポート、英文財務諸表等がどのように開示されているか調査しています。

会計・監査

無対価株式交換の会計処理についての考察

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士・公認会計士 中村 慎二

簡便なグループ再編の観点から無対価の株式交換が採用される可能性があるが、会計処理（特に株主資本の計数変更）について会計基準および会社計算規則の定めがないことから、実務上困難に直面する。

現実的な解決策としては、株主資本への影響と分配可能額への影響の両方の観点から、株式が現実に発行される株式交換とできるだけ同じ結果となるように会計処理の工夫を講じることが望ましいと考えられる。

会社法・企業法務

退職慰労金の決定方法

～最高裁第一小法廷判決令和6年7月8日を素材に～

元早稲田大学教授 尾崎 安央

会社の退職慰労金支給規程（内規）に定める「特別減額」（標準月額から算定される「基準額」から控除する金額）の算定を巡って、退職役員（原告）が、支給された金額に不足があるとして争った事件の最高裁判決（第一小判令和6年7月8日。原審判決破棄自判。被告取締役と会社の責任を否定）を素材に、退職慰労金の額の決定に関する取締役会の裁量の幅とその濫用につき検討し、併せて実務で一般的な退職慰労金の決定方法の問題点を指摘する。

公益通報と内部通報の統一的運用における課題

丸山経営法律事務所 弁護士 丸山 和大

公的通報者保護法は、通報先を基本的に事業者内部とし、外部への通報の要件を加重したために、多くの企業では内部通報に関する規程に公益通報者保護法上の公益通報と内部統制上の内部通報の両者を取りこんで統一的に運用している。しかし両者の期待される役割は本来異なるものである。本稿では、現在の両者の関係を踏まえ、両者に本来期待される役割を振り返った上で、統一されたことによる課題について検討する。

株主との建設的な対話の拡充に向けた会社法の改正

～バーチャルオンリー株主総会と実質株主の確認制度を中心に

鈴木総合法律事務所 弁護士 鈴木 仁史

会社法改正の検討が進められているところ、今回の改正の検討事項は、コーポレートガバナンスの本来の目的である企業の「稼ぐ力」の強化に関係するものである。

株主総会の在り方に関連した改正課題であるバーチャルオンリー株主総会と実質株主確認制度は、いずれも株主との建設的な対話に資することが期待される。

欧州オムニバス法案とサステナビリティ関連規則の簡素化の行方

株式会社野村資本市場研究所 野村サステナビリティ研究センター長 江夏 あかね

欧州委員会は2025年2月、欧州連合（EU）におけるサステナビリティ及び投資関連規制を簡素化するオムニバス法案を公表した。今般のオムニバス法案の策定のきっかけとなったのは、欧州中央銀行（ECB）前総裁のマリオ・ドラギ氏が2024年9月にEUに提出した報告書（いわゆる「ドラギ・レポート」）である。同レポートでは、企業の負担を緩和し、インセンティブに基づく手法を重視すべきと言及された。これを受けて、欧州委員会が2025年1月に第2次フォン・デア・ライエン委員長の下で政策枠組みとなる政策文書「競争力コンパス」を公表、そして今般のオムニバス法案の策定・公表につながった。

オムニバス法案の対象となるサステナビリティ関連規制は、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）、企業サステナビリティデューデリジェンスに関する指令（CSDDD）、EUタクソノミー、炭素国境調整メカニズム（CBAM）である。欧州委員会では、法案の目的は、サステナブルな移行に向けたEUの野心と欧州企業の競争力強化の両立としている。また、簡素化の主な方向性としては、適用範囲縮小、要件の緩和、適用開始時期の延期等であり、法案の内容が実現すれば、企業にとって相応のコスト負担軽減が実現する見込みと説明された。

本稿では、各サステナビリティ関連規制の簡素化のポイントを概観した上で、今後の論点を考察する。

今こそ、IRのスキルを言語化しよう ～IRマネジメントに至る能力開発のステップ～

宝印刷株式会社 営業企画部専門部長 神山 光

IR担当に求められるビジネススキルを言語化する。初任スタッフレベルから、リーダー職を経て、IRマネジメントに至るまでのプロセスで、ポジションごとに求められるスキルとIR実務との関係を具体的に解説する。AはあらゆるIR担当に必要なコアスキル、BとCはキャリアのステップアップを目指す際に必要なスキルであり、個々人の適性に合わせて獲得に挑む指標となる。配下のスタッフの能力・キャリア開発に用いる参考としていただきたい。

取引所

株式給付信託に関する適時開示について

公認会計士 事業創造大学院大学教授 鈴木 広樹

本稿では、会社が信託を設定し、それを通じて自社の役員や従業員に対して自社の株式を交付する仕組みである株式給付信託に関する適時開示について解説する。